



## 短期入所事業・日中一時支援事業

### 支援内容

日常生活を送るために必要な基本動作の指導や知識や技能を身につける支援等を個々の障害特性に応じて行うことで地域での自立した生活につなげるよう支援します。

### 対象児童

知的障害、身体障害、精神障害を含む精神障害のある18歳未満の方で、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた方

### ご利用までの流れ

#### 相談

お住まいの市町村の福祉課等の相談窓口へご相談ください。

#### 受給者証

市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」が必要となります。

#### 見学・面接

スタッフによる聞き取りをさせていただきます。

#### 契約

#### 調整

ご利用日の調整を行います。  
(まずは「日中一時支援事業」の利用をお願いします)

#### 利用開始

ご不明点等ございましたらお気軽にお問合せ下さい。